

27 陳情 第 14 号	平成 27 年 7 月 30 日付陳情に関し付言の件
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 8 月 25 日受理、平成 27 年 9 月 16 日付託
陳情者	新宿区下落合_____

(要 旨)

掲題陳情に関し、新宿区議会事務局より A 監査委員に関する説明がありましたが、これについては新宿区議会自身にも議員から選任した監査委員の職務遂行について再考し、改めるべき点があると考えます。

以下に私の考えを述べますので、本件陳情に合わせて議論されるよう求めます。

(理 由)

(1) 新宿区議会は、監査委員制度の重要性を再確認すべきです。

新宿区政の財務や事業を監査する監査委員制度の重要性は今更言うまでもありません。新宿区では監査委員の定員は 4 名、その内 1 名は新宿区議会議員の中から選任されることとなっています。

監査委員は独任制であるだけに、監査委員制度を法の趣旨通りに有効に機能させるためには、新宿区議会は、議員改選時等においても欠員を生じさせないように努めてはなりません。

実際、地方自治法第 197 条では、「監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。」と、議員改選等を想定して、「ただし書き」で、監査委員の職務を切れ目無く全うできるよう定めています。

今回、新宿区議会議員が改選されたのが 4 月 26 日、私の住民監査請求は 5 月 7 日、陳述日は 6 月 1 日、新宿区議会で A 監査委員の選任同意が決議されたのは事務局によると 6 月 10 日とのことですが、約 1 ヶ月半もの長期間議員監査委員を欠員のまま放置した新宿区議会は、怠慢の誹りを免れ得ず、監査委員制度を軽視していると言わざるを得ません。

新宿区議会として、なぜこのような長期間議員監査委員を欠員のまま放置したのか、なぜ前任者に後任者が決まる迄の間、引き続き監査委員を務めるよう要請しなかったのか、あるいは、新宿区議会としては地方自治法 197 条ただし書きは今後とも無視する意向であるのかを明らかにされたい。

(2) 陳述の場を欠席した監査委員は意見表明すべきではありません。

A監査委員は、平成27年6月29日付で私の請求に対し自らの監査結果を通知されました。

しかしながら、如何なる理由があれ、前任者から引き継いだわけでもなく、陳述という法に定められた手続きを欠席したA監査委員から内容の乏しい、矛盾する監査結果を通知されるのは請求者として到底納得できません。

このような事態が常態化すれば、陳述の手続きそのものが形骸化してしまいます。A監査委員は、自ら今回の監査結果通知を取消し、反省すべきです。

(3) 私の住民監査請求の趣旨

私の今回の住民監査請求の趣旨は適法、適正な道路法の執行です。

その背景には近い将来予想される首都直下型大地震に備え、新宿区には電力ケーブル、通信ケーブルの地中化を推進して、電柱倒壊による私共区民の生命、財産の危険性を解消、もしくは、軽減して頂きたいと言う強い願いがあります。

新聞記事にある通り、目白通りを挟んで境界を接している豊島区では既に「電柱ゼロ」に向け着々と準備が進んでいます。

翻って、新宿区の現状はと言うと、電力会社、通信会社と凭れ合い、業者のなすがまま、道路占用許可管理すらまともにできていませんし、地中化計画も「大道路優先」(道路課長)、「距離は100メートル程度」(危機管理課)とのことです。

同じ都民でありながら、彼我のギャップは大き過ぎますので、新宿区議会におかれても、本件について真剣に、かつ、具体的に議論されるよう望んでいます。

以上